

地方財政の充実・強化を求める意見書

未曾有の東日本大震災によって、東北・関東では、多くの地域が甚大な被害を受け、一日も早い復旧・復興が求められている。そのために行政と国民が一体となって取り組む必要があり、その中心的な役割を政府のみならず自治体も担わねばならない。

また、全国の経済状況は依然として厳しい状況にあり、地域の雇用の確保や社会保障の充実など、地域住民のセーフティネットを構築するうえで地方自治体の果たす役割は、ますます重要となっている。

特に、地域経済の活性化と雇用対策が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。平成二十三年度政府予算では地方交付税について総額十七・四兆円を確保しており、平成二十四年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、平成二十三年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

よって、国会及び政府におかれては、平成二十四年度の地方財政の充実・強化に向けて、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 一 被災自治体に対する復旧・復興費及びこれらに関する各自治体の経費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化することがないよう十分な措置を講じること。
 - 二 平成二十四年度地方財政計画については、中期財政フレーム（二十四年度～二十六年度）に基づき、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額について、二十三年度の水準を下回らないよう確実に確保すること。
 - 三 地方財源の充実・強化をはかるため、国・地方の税收配分五対五を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年九月二十九日

大分県議会議長

志

村

学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 野田佳彦殿
総務大臣 川端達夫殿
財務大臣 安住淳殿